

鳥取県告示第144号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年5月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年3月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成23年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラ・ルーチェ「絆縁」

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

上根 武也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西一丁目105-9

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、就労や社会参画など自立支援の必要な障がい者に対して、その必要とするカリキュラムやリハビリなどの提供を行い、一般企業への就労に対する理解を求め、採用活動を行うことにより、いかなる人も垣根のない生活が保障され、かつ人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。